



「クラスター爆弾輸送協力の可能性についての意見書」

特定非営利活動法人
地雷廃絶日本キャンペーン (JCBL)
代表理事 北川 泰弘

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

拝啓 時下益々ご清祥のことと存じます。

私どもは 1997 年に成立した対人地雷全面禁止条約及び 2008 年に成立したクラスター爆弾禁止条約の策定過程に関わってきた民間の人道団体です。

(1997 年のノーベル平和賞受賞団体である地雷禁止国際キャンペーンの構成団体です)

現在、参議院特別委員会で審議されている安保法制の議論の中で十分に留意していただきたい点がございますので、ここに意見を申し述べさせていただきます。

8 月 3 日、中谷防衛大臣は安全保障関連法案を審議する参院特別委員会で、争点の一つである「後方支援」業務の一例として「弾薬」を他国軍に提供することは可能との見解を示しました。

ここで提供・輸送が可能とされる「弾薬」の中には、国際法で禁止されているクラスター爆弾の名も挙がっています。

クラスター爆弾禁止条約は 2008 年 8 月に発効し、日本も同条約発効時より加盟しています。

それにもかかわらず、非加盟国である米国との協力関係において、自衛隊が米軍のクラスター爆弾を輸送することについて「慎重に判断する」として、同兵器の使用に協力する可能性を示唆しています。

同禁止条約の第 21 条では非加盟国と共に軍事的行動に従事することは可能としていますが、もとより同条約はクラスター爆弾がもたらす非人道性に焦点を当て、増え続ける不発弾の低減とこれ以上新しい犠牲者を出さないことを目指し、包括的な禁止を実現したものです。

したがって、同条約の加盟国である日本は人道的観点からこの条約の普遍化を促進する立場にあり、非加盟国が保有する同兵器の使用に関わることは断じて許されるべきものではありません。

安保法制の審議においては、残虐な非人道兵器の使用による民間人被害の現実をふまえ、「後方支援」の名のもとにクラスター爆弾をはじめとした非人道兵器の使用に再び道を開くことのないよう、日本政府の確固たる意志を今一度確認させていただきたいと思えます。早急にご回答いただければ幸いです。

2015 年 8 月 7 日

*** 本件に関するお問い合わせ：地雷廃絶日本キャンペーン理事 清水俊弘**

TEL 090-8802-8898 E-mail : tigertoshi@msi.biglobe.ne.jp

地雷廃絶日本キャンペーン (JCBL)

〒110-0005 東京都台東区上野 5-3-4 クリエイティブ One 秋葉原 6F TEL 03-3834-4340